

(13) 補助人同意書

[補助人→貸主]

本書式の趣旨

一定の条件の建物賃貸借につき行為能力の制限を受けている被補助人が、その賃貸借契約を締結する際に、補助人の同意を得たことを証明するものである。

解説

- ① 被補助人（補助開始の審判を受けた者）で、期間3年を超える建物賃貸借契約を締結する場合には補助人の同意を要する旨の審判を受けた者については、補助人の同意なくして期間3年を超える建物賃貸借契約を締結することができず、補助人の同意なき当該契約は取り消すことができる（民法第17条第4項）。本同意書により、被補助人を当事者とする契約についても完全に有効な（制限能力を理由とする取消しのそれのない）契約が成立することになる。
- ② 被補助人は、家庭裁判所が審判で個別に定める事項について補助人の同意を要するとされる。したがって、被補助人であっても、
 - ア 期間3年超の建物賃貸借契約につき補助人の同意を要するとの審判がなされていない場合
 - イ そのような審判がなされていたとしても期間3年以内の建物賃貸借契約を締結する場合には、補助人の同意を要することなく完全に有効な契約を締結することができる。したがって、本同意書が必要なのは、期間3年超の建物賃貸借につき補助人の同意を要する旨の審判があり、かつ契約期間が3年を超える場合に限られる。
- ③ 契約当事者が被補助人であることは、自らの申告を待つしかないが、仮に被補助人がそのことを申し出ずに、通常の行為能力を持つ者と誤信させて契約を締結した場合には、被補助人から契約を取り消すことはできないという扱いになっている（民法第21条）。
- ④ 補助人の同意を得たことを証明するものである。

参照条文

- 民法第17条第4項** 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。
- 民法第21条** 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取消すことができない。